

(要領様式第2号)

## 事業計画概要書に対する市長意見書

松環廃第148号  
令和4年8月4日

株式会社しんえこ  
代表取締役 小松 茂人 様

松本市長 臥 雲 義 尚

令和4年6月10日付けで提出のあった事業計画概要書について、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第43条の規定による意見は次のとおりです

### 1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社しんえこ 代表取締役 小松 茂人 長野県松本市大字島立2346番地	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県松本市大字島立2338番2	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	中間処理 (破砕)	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	廃プラスチック類 39.2t/日 (4.9t/h:8時間) 金属くず 130.4t/日 (16.3t/h:8時間) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 65.6t/日 (8.2t/h:8時間)	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	変更後	変更前
	【一次破砕】(新設) FHPS-230-400型(富士車輛株式会社) 廃プラスチック類 191.2t/日 金属くず 617.6t/日 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 546.4t/日	AS-1250型(アライシュレッター) 廃プラスチック類 39.2t/日 金属くず 130.4t/日 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 65.6t/日
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲)松本市 島立町区町会、小柴町会 (根拠)松本市廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第3の1(5)	
(8) 関係住民の範囲及びその根拠	(範囲)周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者 (根拠)条例第36条第2項及び条例施行規則第33条第1号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時)令和4年8月27日(土)午後7時から (場所)松本市島立公民館(松本市大字島立3298番地2)	

## 2 市長意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。